

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

<一般事業主行動計画の公表について>

社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会は「次世代育成支援対策法」に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

1. 計画期間 令和2年7月22日～令和7年3月31日までの4年8ヶ月間

2. 目標と対策

目標1：所定労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定し実施する。

【対策】

- 所定労働の現状把握
- 定例管理職会議での実施に向けた話し合い
- ノー残業デーの実施に向けた周知活動

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

【対策】

- 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 定例管理職会議での実施に向けた話し合い
- 有給休暇取得に向けた職員への周知や、取得状況の取りまとめなどによる取得促進